

## 7-20 十文字学園女子大学公的研究費に関する内部監査細則

令和4年9月8日細則第47号

令和4年9月8日制定

(目的)

第1条 この細則は、「十文字学園女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」第10条に基づく内部監査について必要な事項を定める。

(内部監査部門)

第2条 前条に定める監査に関する業務は、内部監査部門が行う。内部監査部門は責任者及び内部監査員をもって構成し最高管理責任者直轄の組織とする。

2 内部監査部門責任者は「十文字学園女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」第10条によって定められた者とする。

3 内部監査部門責任者は内部監査部門を統括し監査計画に基づいた監査を実施し報告書を作成するものとする。

4 内部監査員の任期は必要な期間とする。

5 内部監査員の任命は最高管理責任者により行う。

(権限)

第3条 内部監査員は監査対象について必要な帳票類の提出及び帳票などに対する説明、立会調査を求めることができる。また、正当な理由なく何人もこれを拒むことはできない。

2 監査対象教員は、監査が実施された場合は、業務に優先し協力をするものとする。

3 監査対象については証拠資料として複写などを実施することがある。

(独立性・遵守事項)

第4条 内部監査員は独立公正な立場にたち、常に公正不偏な態度で監査を実施しなければならない。

2 内部監査員は監査の実施にあたり知り得た情報を他に漏洩したり自ら盗用してはならない。また、内部監査員の職を辞した後も同様とする。

(他の監査人との連携)

第5条 内部監査部門責任者は監事が実施する監査及び会計監査人が行う監査と連携や情報交換を行う。

(監査の範囲)

第6条 監査範囲は、学内外より交付・配分された全ての研究費を対象とする。

(監査計画など)

第7条 内部監査部門は監査計画を策定し監査計画に基づいた監査を実施する。

2 内部監査部門は前項の監査において不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的にリスクアプローチ監査を実施する。

(監査実施の通知)

第8条 内部監査部門責任者は監査の実施にあたり、監査対象教員に対し監査概要を交付するものとする。

(監査の実施)

第9条 監査の実施方法は「十文字学園女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」に基づく内部監査実施マニュアルに従い実施し監査要員などについては内部監査部門で決定する。

(監査調書)

第10条 内部監査員により実施された監査は監査調書を作成するものとする。

(監査報告書)

第11条 内部監査部門責任者は最高管理責任者に対して内部監査報告書を提出しなければならない。

附 則

この細則は令和4年9月8日から施行する。